

第Ⅱ章 避難計画（そなえる対策）

近年、全国各地で大雨や集中豪雨が頻発し、甚大な被害が発生しています。
三本柳地区では、杣川等の氾濫により、床上・床下浸水のおそれのある住宅があります。
いつ起こるかかわからない水害や土砂災害に備えて、自宅のリスクや避難場所、避難するタイミングをあらかじめ確認しておきましょう。

○避難場所・避難のタイミングを確認

- ・防災マップで、自宅のリスクを確認し、下の表のあてはまる行に○を付けましょう。
- ・避難に時間のかかる方（お年寄り等）は、**高齢者等避難**、それ以外の方は**避難指示**が発令されたら**町内会で決めた避難所**へ避難しましょう。

令和3年11月版

判断の目安	防災福祉会	三本柳区民 自主避難（避難行動）の目安				
		早逃げの時の避難場所				
		貴生川小学校	福本設備	南海ビル滋賀酒造	自宅外その他	自宅
■台風接近時など大雨が予想される時 ■大雨警報・洪水警報が発令された時	■三本柳区防災福祉会対策本部の立ち上げ 区三役および防災福祉会本部長、副本部長 事務所待機【5人態勢】 ①情報収集 ②パトロール	気象情報に注意	気象情報に注意	気象情報に注意	気象情報に注意	気象情報に注意
						
■天気の様子や気象情報などから、 今後も気象状況が悪くなると役員（本部）で判断した時 ■城川の天端から1.0mのラインまで水位が上昇し、 今後の雨量予想から更に水位が上昇すると考えた時 ■杣川の水位が3.0m（氾濫注意水位）に達した時 ■三本柳区付近のレーダー雨量で 30mm以上の降雨が継続すると見込まれる時 ■「水口」または「杉谷」雨量観測所で、30分間の合計 雨量が15mmを超え、今後も降雨が見込まれる時	■防災隊リーダー、見守り隊リーダーを招集 ①情報収集 ②パトロール 継続	避難準備	避難準備	避難準備	避難準備	避難準備
						
■防災福祉会で、避難の必要性がある 下記の状況になると判断した時 ■または、下記のいずれかの状況に至った時	■（防災隊）災害行動班、避難誘導班、救出救護班、給食給水班 （見守り隊）福祉サポーター一班の班長を招集 ・避難の呼びかけを開始する。 ・各班の役割（災害時）毎に行動の準備					
						
高齢者等避難が発令	◇防災福祉会での対応 左記の避難開始のタイミングおよび気象情報等を総合的に判断し、避難の呼びかけを実施する。 ■避難誘導班は各戸を回り、避難の呼びかけ ■福祉サポーター一班は要援護者へのサポート ■防災福祉会対策本部を貴生川小学校と福本設備へ移設 貴生川小学校・・・防災福祉会本部長 区長代理 他 福本設備・・・防災福祉会副本部長 区長 他	避難に時間がかかる方 避難開始	避難に時間がかかる方 避難開始	避難に時間がかかる方 避難開始	避難に時間がかかる方 避難開始	避難に時間がかかる方 自宅2階以上へ 避難開始
避難指示が発令		避難開始	避難開始	避難開始	避難開始	自宅2階以上へ 避難開始
杣川の水位が3.5m（避難判断水位）に達した時		避難開始	避難開始	避難開始	避難開始	自宅2階以上へ 避難開始
城川の簡易量水標の上の赤いラインまで水位が上昇した時 （城川の天端から0.5mのラインまで水位が上昇した時）		城川沿いのお宅の方 避難開始	城川沿いのお宅の方 避難開始	城川沿いのお宅の方 避難開始	城川沿いのお宅の方 避難開始	城川沿いのお宅の方 自宅2階以上へ 避難開始
湯溝付近の浸水が始まる前		避難開始	避難開始	避難開始		
貴生川小学校前で橋が渡れなくなる前		避難開始				
						
避難解除となった時	パトロール、被害状況確認 住民支援（特に要配慮者）	自宅へ	自宅へ	自宅へ	自宅へ	垂直避難解除

逃げ遅れた時は、逃げ遅れマップに基づき避難する。

第Ⅱ章 避難計画（そなえる対策）

○そのほか、こんな避難も検討しましょう

 **親戚・知人宅**
親戚や友人の協力が得られる場合の避難先として

 **車中泊**
エコノミークラス症候群に注意を払いながら、安全な場所で車中泊を行う

※既に周囲の浸水が始まっているときは、車での避難はやめましょう!!

『広報誌滋賀プラスワン 令和2年(2020年)7・8月号』より



**感染回避は大切ですが、
まずはためらうことなく
自分の命を守る行動を!**

避難所での生活は、感染症をはじめプライバシーなどの不安もあるかもしれませんが、命が何より大切です。

県や市町等からの正しい情報に基づき、できればご近所の方にも声をかけて、タイミングを逃すことなく避難してください。

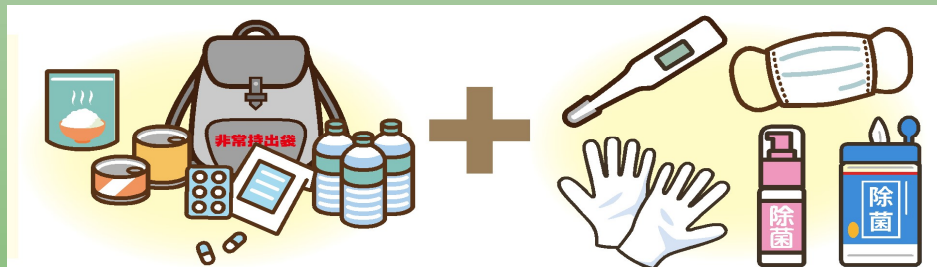


『広報誌滋賀プラスワン 令和2年(2020年)7・8月号』より

○避難するときに気をつけること～新型コロナウイルス感染症対策～

◆避難時の持ち物

あらかじめ準備している非常持出品に、マスク、体温計、ビニール袋、アルコール消毒薬、ウエットティッシュなどの感染症対策用品もそなえておきましょう。



◆避難所で気をつけたいこと

**体調不良者**

体調不良者は、個室などへ移動し、感染拡大を防ぐ

**マスク着用**

手洗いやマスクの着用等の感染症対策の徹底

**人との間隔保持**

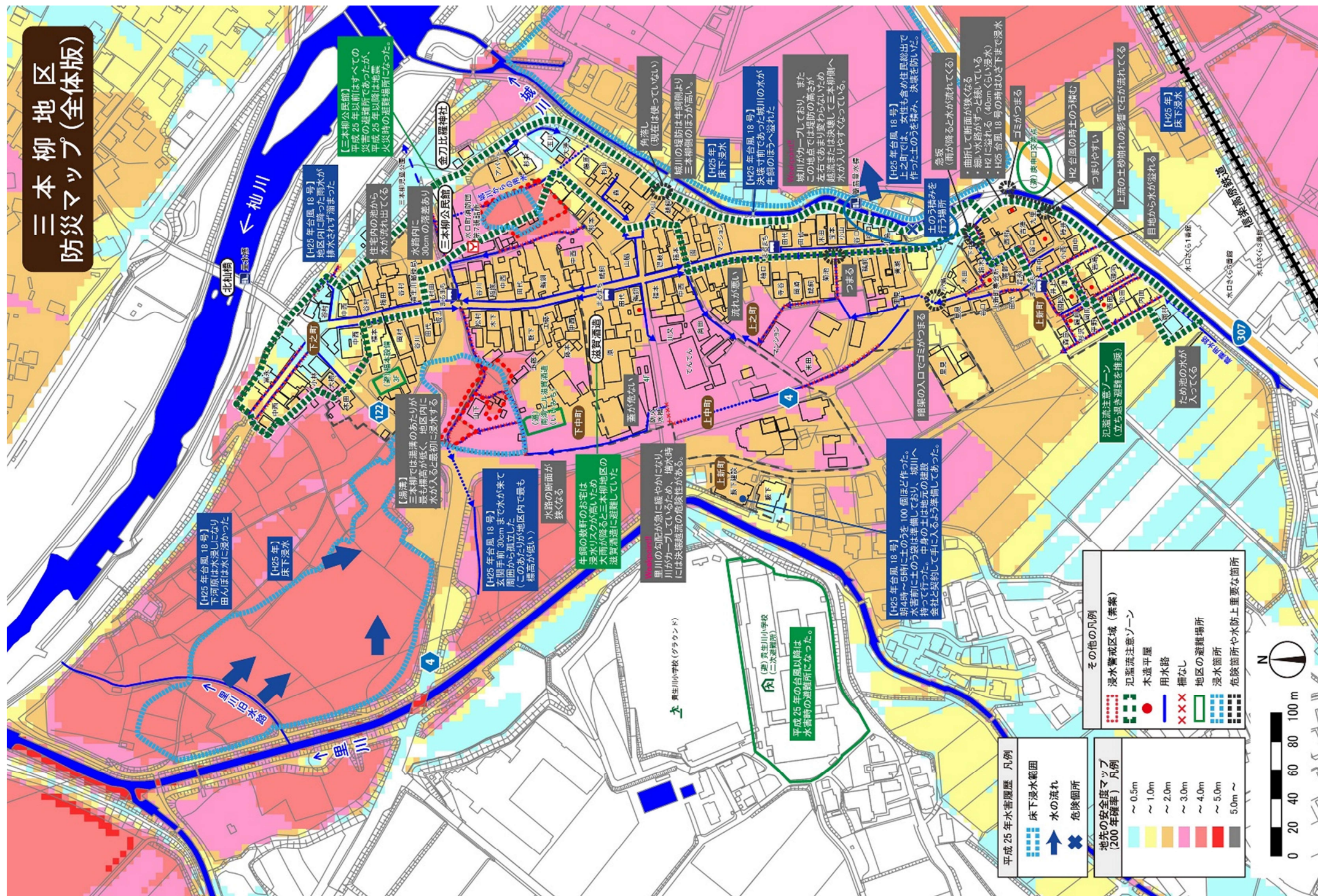
各家庭間で概ね2mの間隔の確保を

**健康チェック**

保健師などの健康確認に応じる。セルフチェックも重要

『広報誌滋賀プラスワン 令和2年(2020年)7・8月号』より

三本柳地区
防災マップ(全体版)

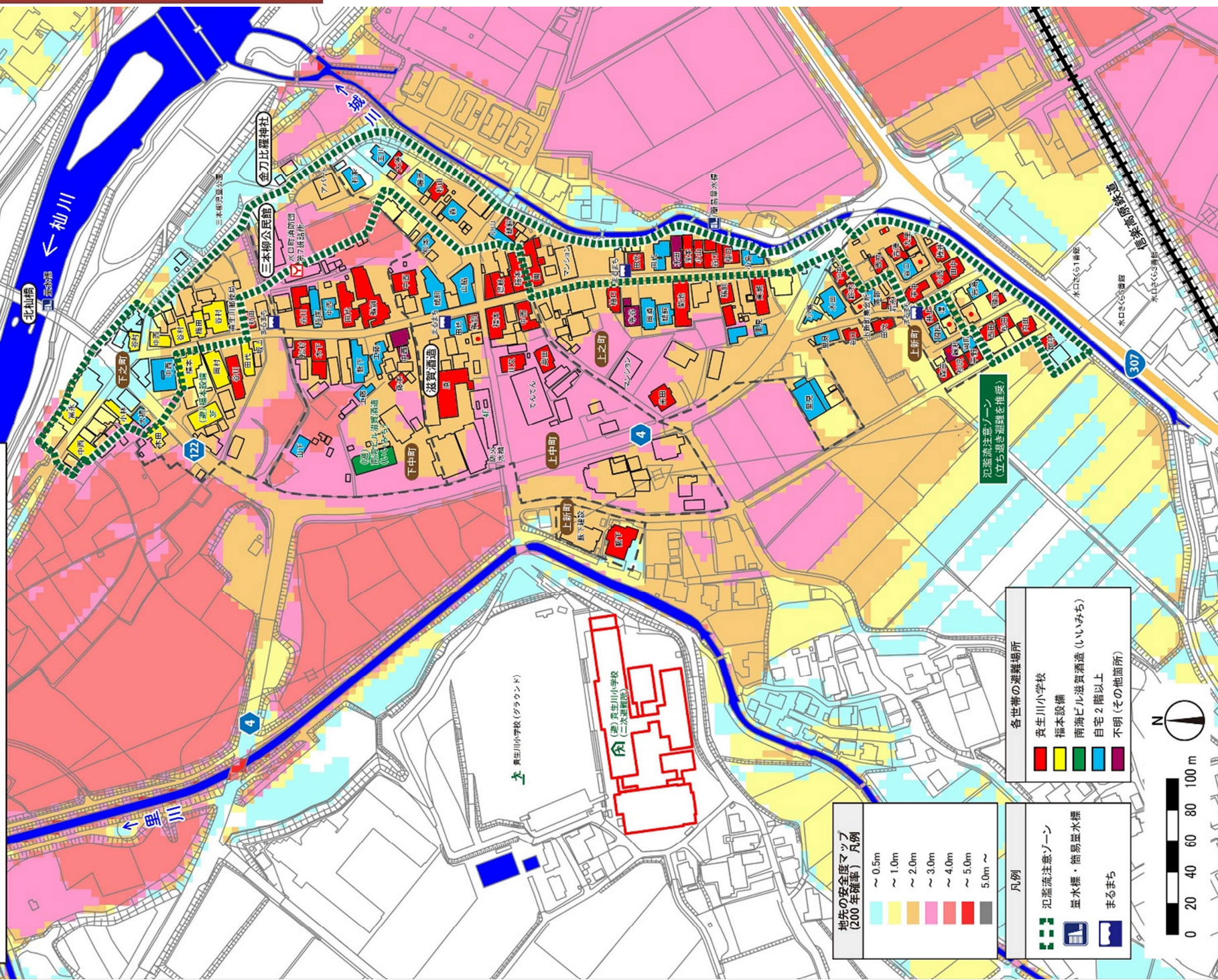


第Ⅱ章 避難計画（そなえる対策）

三本柳地区
はや(早)逃げマップ

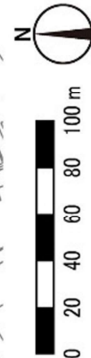
大雨が降る前

はや(早)逃げマップは、台風等の大雨により浸水被害の発生が予想される場合、あらかじめ安全な避難場所への避難を行うために、各世帯が取り決めた避難場所を示したものです。(各世帯の避難場所等は、令和5年に実施したアンケートを基に作成しました。)



既に大雨が降っているとき

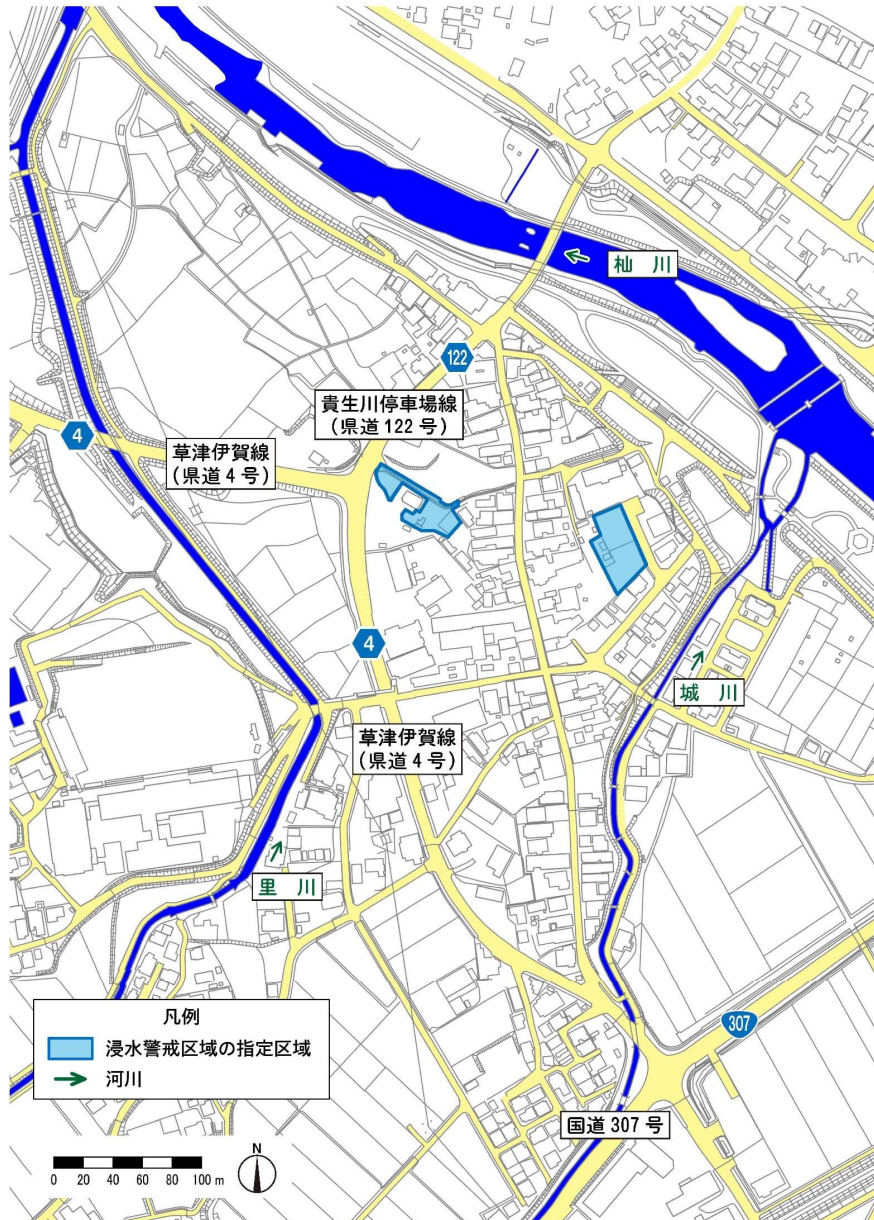
氾濫流注意ゾーン
(立ち退き避難を推奨)



第三章 安全な住まい方のルール（とどめる対策）

浸水警戒区域(案)

図面名	浸水警戒区域の表示	区域の所在地	甲賀市水口町三本柳
		道 路	草津伊賀線・貴生川停車場線 (県道4号・県道122号)
告示年月日	令和 年 月 日	河 川	杣川
告示番号	滋賀県告示第 号	縮 尺	1 : 2500



※背景図は、甲賀市都市計画図(白図)を使用している。

浸水警戒区域制度

- ◆ 滋賀県では「地先の安全度マップ」で想定浸水深がおおよそ3m以上となる範囲を浸水警戒区域として順次指定しています。
- ◆ 指定された区域内で建物の新築・増築・改築をする時には、流域治水条例に基づき、水害時に逃げ場所のある安全な家であることの確認を受けてから、建築する必要があります。

水害に強いまちづくり・住まいの方針

- ◆ 大雨時に遊水地としての機能のある農地は、できるだけ、農地としての土地活用を続けていきましょう。
- ◆ 家を新築する時や建て替える時は、「地先の安全度マップ」を参考に、水害時にも逃げ場所のある家となるようにしていきましょう。
- ◆ 滋賀県の「浸水警戒区域制度」「宅地嵩上げ浸水対策促進事業」を活用しましょう。

住まいの安全を確保するためのルール

- ◆ 逃げ場所のある家とするには、以下に示すように盛土を施す、バルコニーを作る、基礎を高くするなどの方法があります。想定浸水面より下となる部分は、浸水しても耐えられる丈夫さも求められます。
- ◆ 今すぐ行うことは難しいですが、住んでいる家の建替えなどに合わせて、2階床面の高さを「地先の安全度マップ」の想定水位より高くし、逃げ場所のある家となるようにしていきましょう。

